

みなし決議に関する理事会議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 常務(代表)理事の選定

(2) 選定する常務(代表)理事の任期

(3) 上記提案による理事会の決議があったものとみなされる日は、
令和4年4月1日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

代表理事 近藤 誠一

3 理事会決議があったものとみなされた日

令和4年4月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条の規定により、理事会の決議があったものとみなす。